

# カナダの財政調整制度

——連邦・州間における「課税力調整」型の平衡交付金——

池 上 岳 彦

## 1. はじめに

分権的な財政システムのもとでは、地方政府が公共サービスを展開していくために、自主財源を拡充する自己決定権が認められる。これにより、団体自治と住民自治とを兼ね備えた真の地方自治が可能になる。ただし、地方政府に課税権を認めるだけでは、単なる「自己責任」に過ぎず、地方自治を支える自己決定権は確保できない。

そこで、先進諸国では、地域間の経済力格差の拡大と社会統合の必要性の拡大に応じて、2度にわたる世界大戦の前後の時期から模索され、発展してきた。現在、日本、ドイツ、フランス、カナダ、イギリス、オーストラリア、スウェーデンなど、主な先進国には地域間の財政力を調整する制度が存在する。

各国における地域社会の成り立ちと発展の歴史、いわゆる「ナショナル・ミニマム」としてのサービス水準に関する国民の合意、環境保全の視点などを総合的に考慮した財政調整制度の必要性は、広く認められているのである。ただし、財政調整制度にも、財政需要と課税力の両方を算定してその差額を補てんするもの、課税力の調整のみを行うもの、人口に応じた定額交付など、さまざまな類型があり、その制度は国によって異なる<sup>1)</sup>。

本稿では、財政調整の必要性を基礎づける理論が発達しており、また課税力調整型の制度を持ち、その改革をめぐる論争が展開されているカナダの歴史を概観し、現状及びその改革論を検討したい。

## 2. ローウェル＝シロワ報告

### (1) ローウェル＝シロワ報告の「全国調整補助金」提言

カナダで最初に本格的な財政調整制度が提案されたのは1940年の王立連邦・州間関係委員会報告書（ローウェル＝シロワ報告）<sup>2)</sup>である。

---

1) Ahmad [1997], Ter-Minassian [1997] を参照せよ。

2) Canada [1940]. 王立連邦・州間関係委員会設置当初の委員長はローウェル (Newton Rowell) で

王立連邦・州間関係委員会（ローウェル＝シロワ委員会）が設置されたのは1937年である。当時は、世界大恐慌のなかで財政危機に瀕した連邦・州・地方政府がそれぞれ手当たり次第に増税を行い、“tax jungle”と呼ばれる状態に陥っていた。また、1867年の建国以来、連邦と州との権限配分に基づいて連邦から州への法定補助金（statutory subsidies）が交付されていたが、それは国内サービスにおける州・地方政府の役割増大に対応できなくなっていた。そこで、経済的・社会的発展に対応して権限配分や財源配分の再検討を行うためにローウェル＝シロワ委員会が設置されたのである。

ローウェル＝シロワ報告は、連邦・政府間関係を抜本的に改革する“Plan ”と基本的に従来の制度を基礎とした“Plan ”を提示した。そのうち、報告が採用した抜本的改革案である“Plan ”は、連邦は就業可能な失業者とその家族への扶助を引き受け、また州債の償還を肩代わりする、州は個人所得税、法人所得税及び相続税の課税権を放棄する、州は現存の特定補助金をすべて放棄する、その他の州歳入（酒類規制収入、ガソリン税、自動車免許料、公有財産収入等）は存置する、新たな州の歳入源として、州がとくに重い税を課さなくても教育、福祉及び地域開発について全国平均的サービスを行えるようにするための「全国調整補助金」（National Adjustment Grants）を創設し、また激変緩和のための緊急補助金を交付する、今後の州・地方債は内貨建てとし、償還は州もしくは連邦の負担とする、州は歳出と税制を自由に決定・運営する、とされた<sup>3)</sup>。

ここでとくに興味深いのは、州・地方の財政需要と課税力との差を補てんする「全国調整補助金」が提唱されたことである<sup>4)</sup>。これは、建国以来の法定補助金制度が現実合わなくなっていることを認め、また1930年代における州・地方レベルの財政需要増大をふまえて、どの州も適切なサービスを行うために過度な税負担を住民に求めなくてすむようにするための財政調整制度である。特定補助金は州自治の原則に反し、また連邦が付した制限通りに使われているかどうかのチェックが行われていないという状況であり、むしろ連邦国家では用途自由の一般補助金がいと判断されたのである。

一方で、州・地方の歳出つまり財政需要については、国民の「移動の自由」と「機会の平等」を保障するためには教育、保健および福祉について、ナショナル・ミニマムを保障することが重要だと立場から、その財政重要を算入することとされた。とくに重要なのは、各州を真に平等に取り扱うためには各州の財政需要が「人口1人当たり同額」ではなく、それぞれ標準的なニーズやサービス供給コストつまり生活状況や地域環境を考慮して算定すべきだ、とされた

---

あったが、彼が病気で辞任したため、途中からシロワ（Joseph Sirois）が委員長に就任した。ローウェル＝シロワ報告をめぐる経緯については、Bryce [1986], Ch. 12, Perry [1997], pp. 24-28, Smith [1998], pp. 21-26 を参照せよ。

3) Canada [1940], Book , pp. 81-86 による。

4) 「全国調整補助金」については、*ibid.*, Book , pp. 83-84, 125-130 による。

表1 ローウェル=シロワ報告の“Plan I”が州に与える財政的影響 [1937年]

(単位：千カナダドル)

		プリンス・エドワード・アイランド州		ノヴァ・スコシア州		ニュー・ブランズウィック州		ケベック州		オンタリオ州	
		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
歳入	個人所得税	34								6,041	
	法人税	165		1,122		520		9,665		10,377	
	相続税	45		504		398		11,197		20,214	
	補助金	657		1,953		1,567		2,592		2,941	
	公有地			832	832	1,087	1,087	6,362	6,362	5,350	5,350
	鉱産税割戻し				200		14		2,200		7,700
	酒類規制	40	40	1,441	1,441	1,105	1,105	7,052	7,052	10,456	10,456
	ガソリン税	269	269	1,971	1,971	1,640	1,640	7,298	7,298	17,644	17,644
	自動車免許	145	145	1,409	1,409	875	875	7,184	7,184	8,777	8,777
	全国調整補助金		750		800		1,500		8,000		
	緊急補助金										
	その他	231	231	880	880	351	351	5,538	5,538	5,304	5,304
合計	1,586	1,435	10,112	7,533	7,543	6,572	56,888	43,634	87,104	55,231	
歳出	公債費	221		2,616		2,784		6,868		18,539	
	扶助(就労可能)	21		236		28		11,454		8,347	
	扶助(その他)	217	217	1,304	1,304	712	712	9,814	9,814	15,586	15,586
	老齢年金	65	65	670	670	501	501	2,877	2,877	3,164	3,164
	教育	350	350	1,282	1,282	731	731	6,185	6,185	11,833	11,833
	高速道路	335	335	2,033	2,033	1,154	1,154	7,420	7,420	7,841	7,841
	開発	46	46	575	575	640	640	10,365	10,365	5,413	5,413
	一般政府	116	106	555	490	356	319	5,960	5,334	4,800	3,701
	その他	95	95	534	534	298	298	6,516	6,516	8,229	5,308
	合計	1,466	1,214	9,805	6,888	7,204	4,355	67,459	48,511	83,752	52,846
財政収支	120	221	307	645	339	2,217	10,571	4,877	3,352	2,385	

		マニトバ州		サスカチュワン州		アルバータ州		プリティッシュ・コロンビア州		合計		
		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	増減
歳入	個人所得税	2,789		353		665		2,002		11,884		11,884
	法人税	1,854		1,219		2,132		6,948		34,002		34,002
	相続税	404		241		1,326		1,428		35,757		35,757
	補助金	2,453		5,620		1,776		1,625		21,184		21,184
	公有地	603	603	800	800	1,686	1,686	4,415	4,415	21,135	21,135	
	鉱産税割戻し		316		260		384		2,100		13,174	13,174
	酒類規制	1,753	1,753	1,266	1,266	2,590	2,590	4,095	4,095	29,798	29,798	
	ガソリン税	2,316	2,316	1,995	1,995	2,610	2,610	3,163	3,163	38,906	38,906	
	自動車免許	1,323	1,323	1,581	1,581	1,772	1,772	2,871	2,871	25,937	25,937	
	全国調整補助金		2,100		1,750						14,900	14,900
	緊急補助金				4,000						4,000	4,000
	その他	1,752	1,752	3,827	3,827	3,642	3,642	4,346	4,346	25,871	25,871	
合計	15,247	10,163	16,902	15,479	18,199	12,684	30,893	20,990	244,474	173,721	70,753	
歳出	公債費	3,701		6,083		6,959		6,540		54,311		54,311
	扶助(就労可能)	2,584		9,776		1,540		3,408		37,394		37,394
	扶助(その他)	2,839	2,839	3,344	3,344	3,064	3,064	4,516	4,516	41,396	41,396	
	老齢年金	714	714	739	739	445	445	588	588	9,763	9,763	
	教育	1,671	1,671	3,159	3,159	2,637	2,637	4,273	4,273	32,121	32,121	
	高速道路	892	892	1,303	1,303	1,337	1,337	2,876	2,876	25,191	25,191	
	開発	728	728	1,267	1,267	745	745	1,898	1,898	21,677	21,677	
	一般政府	1,011	809	1,536	1,464	1,632	1,467	2,782	2,367	18,748	16,057	2,691
	その他	916	916	1,510	1,510	705	705	2,515	2,515	21,318	18,397	2,921
	合計	15,056	8,569	28,717	12,786	19,064	10,400	29,396	19,033	261,919	164,602	97,317
財政収支	191	1,594	11,815	2,693	865	2,284	1,497	1,957	17,445	9,119	26,564	

注：1) 歳出のうち、改革の前後で「一般政府」が減少するのは、徴税費が減少するためである。

2) オンタリオ州歳出のうち「その他」が減少するのは、市町村に対する補助金が一部廃止されるためである。

資料：Royal Commission on Dominion-Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion-Provincial Relations, Book : Documentation* (Ottawa: King's Printer, 1940), pp. 70-88 に基づいて作成した。

ことである。なお福祉に関しては、自立生活可能だがその機会を欠く者への扶助は連邦政府が直接行い、自立的な生活が困難な者に対する扶助は州・地方政府が行い、その財政需要を「全国調整補助金」の算定基礎に算入することとされた。

また、1920年代以降の高速道路、農業、公有地といった地域開発の拡大に対応して、それも「全国調整補助金」の財政需要に算入することとされた。

他方、歳入面つまり課税力については、州民所得に対する州・地方税負担の割合の全国平均を計算して、これを各州の州民所得に乗じて各州の歳入が算定された。つまり、各州とも全国平均の税率を用いると仮定されたのである。これは、税率を全国平均より高くして高水準のサービスを行っている州が不利な扱いを受けないようにするためであった。

こうして算定された州・地方の歳出と歳入つまり財政需要と課税力の差を計算し、財源不足が生じる州には「全国調整補助金」が交付されることとされた。なお、その算定方法は5年ごとに見直され、それを決定する中立の機関として「財政委員会」(Finance Committee)を設置することとされた。

ローウェル=シロワ報告の各州に対する財政的影響の試算を、1937年を例に示したのが表1である。個人所得税・法人税・相続税を合わせて8,164万カナダドル(以下、「ドル」と記す)の税収が減少し、補助金2,118万ドルの削減と合わせて減収は1億283万ドルになる。それに対して連邦から州への鉱産税の一部分と1,317万ドルと「全国調整補助金」1,490万ドル、そして緊急補助金400万ドルを合わせて3,207万ドルが増収となるので、差し引き7,075万ドルの減収となる。他方、歳出面では公債費と就労可能者への扶助費を合わせて9,170万ドルが減少し、それに徴税費等の減少も加えて、総額9,732万ドルの減少となる。

全体として歳出削減の幅が大きいので、オンタリオ州を除くすべての州で財政収支は改善し、とくにサスカチュワン州とアルバータ州は赤字から黒字へ転換する。全体でも2,656万ドルの収支改善によって、全州合計で赤字から黒字に転換する。

ただし、ローウェル=シロワ報告の提言がそのまま実行されることはなかった。1941年1月に開催された連邦・州会議において州側は、経済力の強い州を中心に、連邦に主要な税源を移譲することへの懸念を表明した。とくに、「全国調整補助金」を交付されないオンタリオ州・アルバータ州およびブリティッシュ・コロンビア州は提言を拒否したため、連邦もローウェル=シロワ報告の提言を実現する方針を放棄した。

## (2) 戦時租税協定と租税貸与協定

しかし、第2次世界大戦のため連邦の財政需要が急増したことは州も認めざるをえず、1941年には連邦と全州との間で戦時租税協定(Wartime Tax Agreements)が結ばれた。そこでは、1947年まで州が個人所得税と法人所得税の課税権を放棄し、その代わりに(a)1940年時点の州・地方による個人所得税と法人所得税の税収相当額、または(b)1940年時点の州の純利払費から

相続税収相当額を控除した額、のどちらかを受け取る、とされた。

大戦終結後の1947年には、オンタリオ州とケベック州が独自の法人所得税を課税しはじめたが、連邦と7州との間で5年間の租税貸与協定 (Tax Rental Agreements) が結ばれた<sup>5)</sup>。そこでは、州が個人所得税と法人所得税を課税しない代わりに、(a)人口1人当たり12.5ドル、1940年時点の州・地方による個人所得税と法人所得税の税収相当額の50%および法定補助金、(b)人口1人当たり15ドルおよび法定補助金、(c)定額交付金 210 万ドル、のいずれかを受け取ることとされた。また、協定に参加しない州民の負担が過大になるのを避けるため、連邦所得税の税額控除が行われた。1952年度には再び5年間の租税貸与協定が結ばれた。8州に加えてオンタリオ州も条件付きで協定に参加した。

ローウェル=シロワ報告は政策として採用されなかったものの、戦時体制のもとで税源の連邦集中だけは実行された。また、戦後の租税貸与協定のもとで、州が課税権を放棄する代わりに人口1人当たり一定金額を連邦から受け取るとは、課税力の強い州から弱い州への税収再分配効果を持つ。したがって、財政調整の要素が組み込まれていたといえる。

### 3. 平衡交付金の導入と展開——課税力のみ調整——

#### (1) 平衡交付金の導入

では、財政調整制度が本格的に導入され、展開されていく過程を、基本的には5年ごとに更新される連邦・州間協定に沿って概観してみよう<sup>6)</sup>。

租税貸与協定に代わって、連邦・州間では1957年から5年間の租税共有協定 (Tax Sharing Agreements) が締結された。この協定では、連邦が個人所得税額の10% (1958~61年度には13%に引き上げられた) と法人課税所得の9%、そして相続税の50%を減税して、州が独自の課税を行う余地 (tax room) を創り出す税源移譲が行われた。州が実際に課税するかどうか、そして課税する場合にどのような内容の税を課すかは州の自由であった。オンタリオ州は法人所得税については協定を結ばずに独自に課税し、またケベック州は個人所得税・法人所得税とも協定に参加せず、独自に賦課する政策をとった。

1957年には、税源移譲と同時に平衡交付金 (Equalization Payments) が導入された。これは、個人所得税・法人所得税および相続税について、連邦が税源移譲した分の税率で各州が課税したと仮定して、各州の人口1人当たり税収を計算し、それが最も豊かな2州 (オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州) の人口1人当たり額平均値より低い州に対して、2州平均額との差額に人口を乗じた額を交付する制度である。それを式に表せば、

5) 1949年に連邦に加入したニューファンドランド州も、加入時に協定を締結した。

6) 平衡交付金の展開過程について、詳しくは Perry [1997], Chs. 9-11 を参照せよ。また、平衡交付金の経緯と内容を紹介した邦語文献として、岩崎 [2002], 第6章を参照せよ。

$$E_i = P_i \times \{ (T_o + T_B) / (P_o + P_B) - T_i / P_i \}$$

$E_i$  は  $i$  州が受け取る平衡交付金額。  $P_i$ ,  $P_o$ ,  $P_B$  は,  $i$  州, オンタリオ州, ブリティッシュ・コロンビア州の人口。  $T_i$ ,  $T_o$ ,  $T_B$  は,  $i$  州, オンタリオ州, ブリティッシュ・コロンビア州が個人所得税・法人所得税・相続税について, 連邦から移譲された想定税収合計額。

となる。なお、この式の値がゼロもしくはマイナスの場合は平衡交付金がゼロとなる。

1957年度に導入された平衡交付金は、財政需要と課税力を算定してその差額を補てんするローウェル＝シロワ報告の「全国調整補助金」とは異なり、課税力の調整だけが行われたのである。その後の改革においても、その原則は変わっていない。

## (2) 平衡交付金の展開

1962-67年の協定においては、個人所得税の移譲が税額の16%に拡大され（その後1966年度までに24%に拡大）、また協定に参加する州の税については連邦政府が徴税事務を無料で肩代わりする租税徴収協定 (Tax Collection Agreements) の形をとることになった。

1962-67年協定において、平衡交付金については、天然資源収入の50%を平衡化の対象とする、そして人口1人当たりでみた財源補てんの水準を豊かな2州の平均額から全国平均額へ引き下げる、という改革が行われた。ただし、1964年の総選挙で進歩保守党から自由党への政権交替が起こると、財源補てんの水準は再び豊かな2州の平均に戻された。

1967-72年の租税徴収協定では、税源移譲が個人所得税額の28%、法人税課税所得の10%にそれぞれ拡大されたが、平衡交付金についても大きな改革があった。

第1に、平衡化の対象となる収入が、従来の4種類（個人所得税、法人所得税、相続税、天然資源収入）から、16種類（個人所得税、法人所得税、相続税、一般売上税、燃料税、自動車収入、アルコール飲料収入、森林収入、石油採掘権料、天然ガス採掘権料、石油・天然ガス権利売却、その他の石油・ガス収入、鉱物収入、水力発電貸与、その他の税、その他の収入）に拡大・細分化された。これにより基本的な収入を全般的にカバーするしくみがとられるようになった。第2に、連邦の税源移譲による想定税額ではなく、州・地方が実際に徴収する収入額を平衡化の基準にすることになった。第3に、平衡化の水準は、豊かな2州の平均収入から、全国平均収入に再び変更された。こうして、現在まで続く「代表的税制」方式 (Representative Tax System) が成立したのである。

算定の手順はつぎの通りである。各収入項目について、収入源を最もよく示すと考えられる収入ベースが設定され、収入ベースの全国合計に対する全国収入額の割合つまり「全国平均税率」が求められる。全国収入額を全国人口で割った「全国1人当たり収入額」から、各州の収入ベースに「全国平均税率」を乗じて州人口で割った「州人口1人当たり収入額」を差し

引く。こうして求めた収入項目ごとの財源不足額をすべて合計して、その数値がプラスの場合、それに各州の人口を乗じた金額を交付する。これを式で表すと、

$$E'_i = P_i \times_j \{T_A / P_A - B_i(T_A / B_A) / P_i\}$$

$E'_i$  は  $i$  州が受け取る平衡交付金額。 $P_i$  は  $i$  州の人口。 $P_A$  は全国人口。 $j$  は収入項目。  
 $T_A$  は各収入項目についての全国収入額。 $B_A$  は各収入項目についての収入ベースの全国合計。 $B_i$  は各収入項目についての  $i$  州の収入ベース。この場合、 $T_A / B_A$  が「全国平均税率」となる。

となる。この改革においては、対象税目を拡大したことで財政調整が拡大されたといえるが、財源補てんの水準が豊かな2州の平均から全国平均に変更されたことは、財政調整の規模を縮小したといえる。

1972-77年の協定では、連邦の税制改革により州税の減収が生じる分を連邦が補てんする約束がなされた。また平衡交付金についての改革としては、平衡化の対象に医療保険料、競馬税および発電所所得税を加えて19税目にしたこと等があげられる。さらに1973年には、地方政府による学校目的の財産税も平衡化の対象に含められることになった。

ところが、1973年秋の第1次石油危機が、大きく情勢を変化させた。石油価格の急騰により、産油州であるアルバータ州等の収入が急増したのである。それは「全国収入額」と「全国平均税率」を大きく押し上げるため、平衡交付金の必要額が急増し、常に「持てる州」であるはずのオンタリオ州さえ平衡交付金を受けられる可能性が出てきた。そこで連邦は、石油価格上昇の影響を抑える措置をとりはじめた。とくに1974年度からは、石油・ガス収入を細分化して平衡化対象収入項目を19から22に増やすとともに、第1次石油危機前の価格に基づく「基礎的收入」と1973年以降の石油価格急騰に基づく「付加的收入」に区分し、「基礎的收入」はすべて平衡化の対象とするが、「付加的收入」はその1/3だけを平衡化の対象とするという制度変更を、州側の批判にもかかわらず一行的に行った。

1977-82年の協定でも石油・ガスが最大の問題となり、天然資源収入のうち1/2のみを平衡化の対象とし、また天然資源収入が平衡化対象の収入全体に占める割合は1/3以内に抑えることとされた。なお、平衡化の税目はさらに細分化されて29個になった。

その後も石油・ガス収入の急増は続いたため、1980年にはオンタリオ州が平衡交付金を受けられるのを避けるために、人口1人当たり個人所得が全国平均以上の州を交付対象から除外し、また公有リース販売収入を平衡化対象から除外する措置がとられた。

オンタリオ州が平衡交付金の交付対象になるのを連邦が徹底的に回避した理由は、連邦財政が圧迫されるのを防ぐためであった。また、国内で最大かつ本来最も豊かな「持てる州」が「持たざる州」として扱われることが、平衡交付金制度の欠陥とみなされ、また平衡化の概念

自体への疑念を生じさせることも重大であり、それを恐れたためでもあった<sup>7)</sup>。

### (3) 1982年憲法における平衡交付金の明文化

カナダでは、建国時に制定された1867年憲法（英領北アメリカ法）が統治機構・権限配分等について定めていたのに対して、人権規定等を明文化するために憲法改正が進められ、1982年憲法が制定されて1867年憲法とともにカナダ憲法を構成することになった。

1982年憲法は第3部として「平衡化と地域間不均等」(Equalization and Regional Disparities)を掲げ、第36条の第1項において、政府間の権限配分を変更しない範囲で、連邦と州は(a)カナダ人が幸福を追求する機会の平等の促進、(b)機会の不均等を減少させるための経済発展の促進、そして(c)すべてのカナダ人に対する相当の質を備えた基本的公共サービスの提供を担う、と規定している。これは、国民が保障されるべき「機会の平等」を実現するために連邦と州が地域間格差是正を推進することを宣言したものと見える。

そして第36条第2項は、「カナダ議会及び政府は、州政府が合理的にみて同等な水準の税制をもっていれば合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるように十分な収入を得ることを保障するために、平衡交付金を交付する」と規定している。

これは、教育、保健、福祉といった公共サービス分野で州が憲法上の権限を持っていることをふまえて、州間の財政力格差を是正する、つまり公共サービスと税負担の不均等を縮小することを憲法上で明文化したきわめて重要な規定である。

### (4) 1982年以降の展開

しかし、1982年憲法で平衡交付金が明文化されたことは、平衡交付金自体の拡充を直ちに意味するとは限らない。1982-87年の制度では、次のような改革が行われた。

第1に、平衡化の方式自体は変わらないが、人口1人当たり額でみた平衡化の水準は「全国平均」から「代表的5州（ケベック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州およびブリティッシュ・コロンビア州）の平均」に変更された。これは、石油収入で高所得になっているアルバータ州と所得水準の低い大西洋岸4州を除外したものであるが、実質的にはアルバータ州を外すことで平衡交付金の総額増大を抑えることが目的だった。

第2に、平衡化の対象として市町村財産税、財・サービスの販売等が算入され、天然資源収入もすべて算入された。また、収入項目の細分化が行われ、項目数は33となった。

第3に、平衡交付金の急増を抑えるために、総交付額の伸び率を名目GNP成長率以下に抑える「シーリング」が設定された。当初はこのシーリングが適用される状態ではなかったが、経済成長が鈍化した1988～91年度と93年度には実際にシーリングが適用され、交付額は人口1

---

7) Perry [1997], p. 140 を参照せよ。



人当たり同額ずつ減額された。なお、個別の州への交付額が急減するのを避けるために、交付額の年間減少率を5～15%（州の財政力により区分）に抑える「フロア交付金」も1982年に設定された。1992年度にはニュー・ブランズウィック州が、また1994年度と96年度にはサスカチュワン州が、それぞれ「フロア交付金」を受け取った。

1987～92年の制度は、相続税を課す州がなくなったためにそれを収入項目から外す等の技術的変更が主だった。1992年度からの制度は2年間で終わり、その間もシーリングが1993年度に再び適用されたのが目立つ程度である。

1994～98年の制度では、1つの州が全国の70%以上のシェアを有する収入項目については、現実の収入のうち30%を平衡交付金算定上の収入に含めない“tax back”の制度が導入された。これは「持たざる州」がその分野で収入を得た場合に平衡交付金の減額で完全に相殺されるのは経済政策的にみて不適当だ、との判断である。実際には、この制度はサスカチュワン州のみで産出するカリ（potash）等、一部の天然資源収入に適用された。

#### 4. カナダの財政構造と平衡交付金の現状

##### （1）分権的連邦国家の財政構造

カナダは、連邦制国家のなかでは、憲法上連邦の権限が強い国家だといわれるが、財政運営の実態をみれば州の権限が相当大きい。カナダにおける社会政策（social policy）は、雇用保険、最低賃金、労災補償、年金、福祉、保健医療、教育等、多岐にわたる。そのうち、憲法における権限配分上、保健医療、教育、福祉等は州が担っており、表2（1）に示したように、実際に州・地方政府が行っている<sup>8)</sup>。

たとえば、国民皆保険の形をとる公的医療保険は、各州が州税（および保険料）に基づいて運営しており、患者負担はゼロである。また、初等中等教育・高等教育とも州の権限である。連邦には「教育省」がなく、財務省が所管するブロック補助金や人的資源開発省が所管する奨励的補助金がある程度である。さらに、地方政府（郡、市町村、学区）は、各州が独自に「創造」したものであり、組織や役割分担、権限も州ごとに異なる。

カナダでは、表2（2）に示したように、州政府および州の「創造物」とされる地方政府が連邦と主な税源つまり基幹税を共有し（個人所得税、法人所得税、一般売上税）、あるいは専有する（不動産税）ことで、自主財源は連邦よりも多くなっている。

州は税目・税率とも自由な課税権を持つ。連邦との課税権調整についてみると、個人所得税については、州は連邦税に付加税を課す、または所得に独自の税率をかける。法人所得税については、多くの州が連邦と同じ課税標準に独自の税率をかけているものの、独自の課税標準を

8) 1990年代中盤の社会保障政策については、城戸・塩野谷 [1999] を参照せよ。

表2 カナダの財政収入と財政支出 [2000年 (推計)]

## (1) 支出

(単位: 百万カナダドル)

	連邦	州	地方	純計
一般サービス	8,430	3,221	5,041	16,413
個人および財産の保護	19,248	7,137	7,275	32,616
運輸・通信	1,975	8,464	9,104	16,810
保健	2,903	67,386	916	69,385
(うち 病院および医療)	(1,387)	(55,714)	(53)	(55,970)
社会サービス	67,980	36,837	5,782	79,151
教育	4,832	49,517	32,960	42,299
(うち 初等中等教育)	(963)	(26,601)	(32,512)	(36,198)
( 高等教育)	(1,748)	(20,095)	(・)	(21,813)
資源保護および産業開発	5,716	8,062	910	13,662
環境	1,530	1,588	6,420	8,957
レクリエーション・文化	3,145	1,950	5,103	9,988
外交および国際援助	4,606			4,542
他レベル政府への一般財源移転	25,822	1,636		
公債費	32,075	26,304	3,369	61,569
その他の支出	6,574	6,999	2,410	13,524
合計	184,836	219,102	79,291	416,646
(対 GDP 比 [%])	(17.9)	(21.3)	(7.7)	(40.5)

## (2) 収入

(単位: 百万カナダドル)

	連邦	州	地方	純計
自主財源	193,337	197,388	46,484	436,632
所得税	119,992	67,691		187,683
(うち 個人所得税)	(88,157)	(53,307)	( )	(141,463)
( 法人所得税)	(27,619)	(13,966)	( )	(41,585)
消費税	38,774	46,588	61	85,422
(うち 一般売上税)	(27,669)	(27,470)	(46)	(55,185)
( 酒税・たばこ税・酒販売益)	(3,227)	(5,910)	( )	(9,137)
( 燃料税 [ガソリン等])	(4,788)	(7,118)	( )	(11,906)
( 関税)	(2,791)	( )	( )	(2,791)
財産税		8,691	32,293	40,984
その他の税	542	15,007	507	16,056
健康保険料		2,080	0	2,080
その他の社会保険料	22,583	8,051	0	30,633
その他の自主財源	11,446	49,280	13,623	73,772
他レベル政府からの移転 (一般目的)	555	26,189	1,185	
他レベル政府からの移転 (特定目的)	13	6,885	31,179	
合計	193,905	230,462	78,849	436,632
(対 GDP 比 [%])	(18.8)	(22.4)	(7.7)	(42.4)

注: 1) 本表は、全政府の財政収入・支出を統一的にとらえるためにつくられた Financial Management System (FMS) に基づく。

2) 「州」は、10州に加えて、3つの準州を含む。

3) 連邦政府及び州政府の数値は年度(4月~翌年3月)、地方政府の数値は暦年。

4) 「その他の社会保険料」は、雇用保険、労災保険等(所得比例年金は除く)。

5) 「社会サービス」は、社会扶助・福祉、雇用保険給付、労災給付等に加えて、租税を財源とする基礎年金(老齢所得保障、補足所得保障等)も含むが、拠出制の所得比例年金(Canada Pension Plan/Quebec Pension Plan)を含まない。

6) 「公債費」は、公債の利子、発行手数料、割引額等を含む。

資料: Statistics Canada, *Public Sector Statistics 2000 2001* (Ottawa: Industry Canada, 2001) に基づいて作成した。

設定する州もある。また一般売上税について、連邦は“Goods and Services Tax”(GST)という税率7%の付加価値税を持つが、州は(a)付加価値税8%(連邦が徴収)、(b)独自の付加価値税、(c)独自の小売上税、(d)課税せず、とさまざまな制度が並立している。なお、地方政府は不動産税を課するが、課税ベース等は州が制限している。

連邦は、失業保険や公的年金を自ら運営するとともに、保健医療・福祉・高等教育等の財源を特定補助金の形で州に賦与する“spending power”政策をとってきた。しかし、1977年度、病院保険・医療保険および高等教育に関する費用分担プログラムは統合され、“Established Programs Financing”(EPF)というブロック補助金に切り換えられた。

さらに1996年度にはEPFとカナダ扶助プラン(Canada Assistance Plan [CAP])が統合されて“Canada Health and Social Transfer”(CHST)という新たなブロック補助金が導入された<sup>9)</sup>。CHSTには用途制限はない。ただし、保健法(Canada Health Act)の定める医療保険5原則(全州民が加入する。基本的傷病をすべてカバーする。他州・他国での受診にも支給する。患者負担をゼロとする。公的運営を行う)を満たす公的医療保険を運営する、福祉の受給について、自州に一定期間以上居住していることを条件としない、という2つの条件を守らなければ、減額される可能性がある。

CHSTは、「租税移転」(Tax Transfer)と「現金移転」(Cash Transfer)を合わせて、人口1人当たり同額(2001年度は1,108ドル)になるように各州に配分される。このうち「租税移転」とは、1977年、補助金の一部として個人所得税と法人所得税について連邦税率を下げて州税率を上げる余地を作った、つまり税源移譲を行ったものである。その現時点での税収想定額<sup>10)</sup>を、連邦は「移転」と計算しているのである。また「現金移転」は、各州の配分額から「租税移転」額を差し引いた額である。ただし、「現金移転」の全州合計額は連邦が決定する<sup>11)</sup>。CHSTにおいては、課税力の小さい州のほうが人口1人当たり「現金移転」額は多いので、地域間の財政調整的な効果があるといえる。

## (2) 平衡交付金の現状

1999-2003年度を対象とする現行の平衡交付金は、つぎのように算定される。州・地方の基本的な収入を34項目に区分する。各収入項目について収入源を最もよく示すと考えられる収入ベースが設定され、全国の収入ベース合計に対する全国収入の割合、つまり「全国平均税率」が求められる。代表的5州(ケベック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン

---

9) EPF, CAP 及び CHST について、詳しくは池上 [1996] を参照されたい。

10) 個人所得税と法人所得税の移譲額として想定される税収の州間格差に伴う平衡交付金も、「租税移転」の一部としてカウントされている。

11) 2002年2月時点では、2001年度に183億ドルであった「現金移転」は、2005年度には210億ドルに増大すると予定されている。

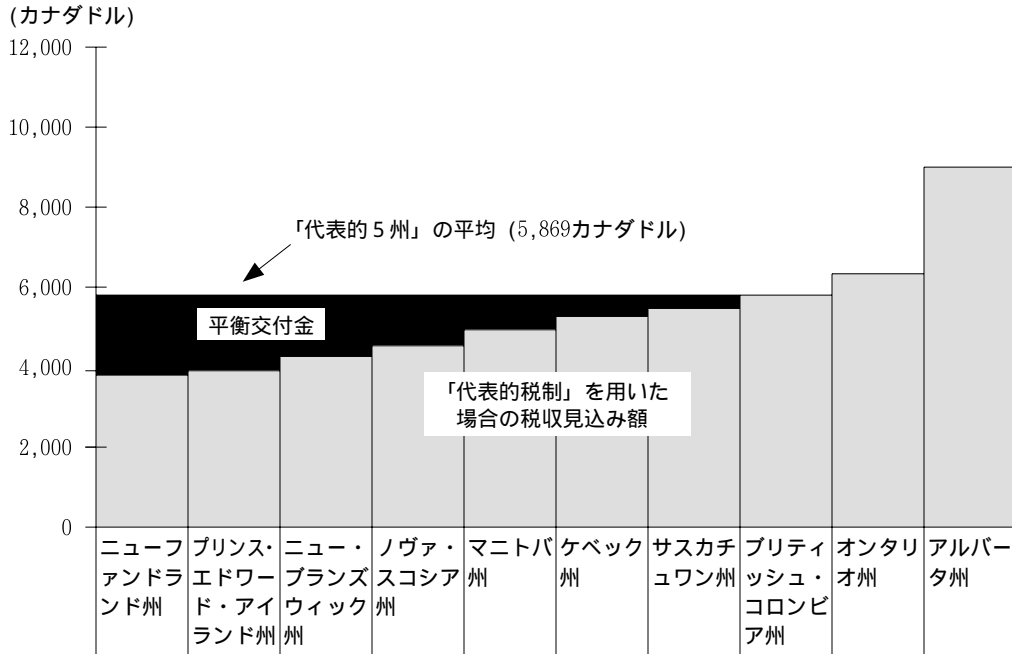
表3 平衡交付金における州・地方の収入ベース [2001年度現在]

収入源	収入ベース	金額
1 個人所得税	連邦個人所得税の基本部分	4,614
2 法人所得税・州営事業利益及び公益事業所得税	法人の課税所得及び州営事業の利益(州天然資源税の影響を排除する)(また, 中小企業・製造業等の所得への控除を反映させる)	885
3 資本税	払込済み総資本及び預金受入機関の資本(部門間の相違を調整する)	479
4 一般売上税, その他の売上税	商品ごとの消費者・事業者の支出の加重平均(ウェイトは, 課税される度合の全州平均に比例させる)	990
5 たばこ税	たばこの販売量	56
6 ガソリン税	ガソリンの販売量(優遇販売分を調整する)	53
7 ディーゼル燃料税	ディーゼル燃料の販売量(優遇販売分を調整する)	15
8 自家用自動車認可収入	自家用自動車の登録台数	20
9 営業用自動車認可収入	営業用自動車の登録台数	31
10 アルコール飲料販売収入	アルコール飲料の販売量	90
11 病院・医療保険の保険料	個人所得税の納税申告数(低所得者救済の調整を行う)	12
12 競馬税	競馬の賭け金	6
13 森林収入	森林生産額及び立木の価額	247
14 新石油収入(リベート・控除を除く)	新石油の生産額(重油を除く)	79
15 古石油収入(リベート・控除を除く)	古石油の生産額(重油を除く)	6
16 重油収入(リベート・控除及び石油輸料を除く)	重油の生産額	49
17 採掘石油収入(リベート・控除を除く)	採掘石油の生産額	
18 国内販売天然ガス収入	天然ガスの生産額	} 251
19 輸出天然ガス収入	天然ガスの生産額	
20 公有地借地権販売収入(リベート・控除を除く)	油田・ガス田の取引量合計(古石油の油田を除く)	13
21 その他の石油・ガス収入(リベート・控除を除く)	市場取引可能な石油・ガスの量	34
22 鉱産資源収入 アスベスト	採掘業者の利益	} 55
23 鉱産資源収入 石炭	採掘業者の利益	
24 鉱産資源収入 その他	採掘業者の利益	
25 カリ化合物収入	採掘業者の利益	
26 水力発電施設の賃貸収入	公営企業・民間企業による水力発電量	186
27 保険料収入	財産・傷害・生命保険の保険料, 共済掛金(加入者への配当を除く)	57
28 賃金税	賃金及び給与(州・地方政府による支払い分を除く)	457
29 州・地方の財産税(一部の税額控除を除く)	資本ストック, 個人可処分所得, 州内総生産など複数の変数から算出された収入ベース	2,120
30 くじ収入	大規模なくじ収入を含む複数の変数から産出された収入ベース	14
31 その他の小規模な州・地方税及び財・サービス収入	全国平均税率等でみたすべての非資源収入の量	746
32 収入分与 域外活動(ニューファンドランド州)	域外活動(沖合の油田操業)	25
33 収入分与 域外活動(ノヴァ・スコシア州)	域外活動(沖合のガス田操業)	8
34 収入分与 優先株の配当	優先株の配当収入	9
合 計		10,585

注: 1) 「金額」は, 2001年度当初時点で平衡交付金を受けると予想された7州(ニューファンドランド州, プリンス・エドワード・アイランド州, ノヴァ・スコシア州, ニュー・ブランズウィック州, ケベック州, マニトバ州, サスカチュワン州)を合計した平衡化必要額(Equalization Entitlement. 単位: 百万カナダドル)。

資料: Karin Treff and David B. Perry, *Finances of the Nation 2001* (Toronto: Canadian Tax Foundation, 2001), pp. 8:5 8等に基づいて作成した。

図1 平衡交付金の人口1人当たり額 [2001年度]



資料 : Department of Finance Canada, *Federal Transfers to Provinces and Territories* (February 2002).

州およびブリティッシュ・コロンビア州) の収入ベース合計に「全国平均税率」を乗じて5州人口で割った「代表的5州の人口1人当たり収入」から、各州の収入ベースに「全国平均税率」を乗じて州人口で割った「州人口1人当たり収入」を差し引く。こうして求めた収入項目ごとの財源不足額をすべて合計して、その数値がプラスの場合、それに各州の人口を乗じて平衡交付金額が算出される。これを式で表すと、

$$E''_i = P_i \times_j \{ (T_A / B_A) (B_R / P_R - B_i / P_i) \}$$

「 $E''_i$  は  $i$  州が受け取る平衡交付金額。  $P_i$  は  $i$  州の人口。  $P_R$  は代表的5州の人口。  $j$  は収入項目。  $T_A$  は各収入項目についての全国収入額。  $B_A$  は各収入項目についての収入ベースの全国合計。  $B_R$  は各収入項目についての収入ベースの「代表的5州」合計。  $B_i$  は各収入項目についての  $i$  州の収入ベース。この場合、  $T_A / B_A$  が「全国平均税率」となる。」

となる。この式の値がゼロまたはマイナスの場合、平衡交付金額は交付されない。

なお、実際の税制は州ごとに内容が異なるが、上述のように平衡交付金の算定については統一した収入ベース算定方式をとらなければならない。それを示したのが表3である。

また、シーリングやフロア交付金の制度も継続されており、さらに新制度による算定を徐々に導入する経過措置も盛り込まれている。とくにシーリングは、1999年の100億ドルを起点と

表4 主な連邦・州間財源移転の配分額 [2001年度] (単位: 百万カナダドル)

	CHST			平 衡 交 付 金	準 州 交 付 金	純 計	人口1人 当たり額 (カナダドル)	[参考] 人口 (万人)
	租 税 移 転	現 金 移 転	合 計					
ニューファンドランド州	261	331	591	1,074		1,549	2,900	54
プリンス・エドワード・アイランド州	67	86	153	260		387	2,792	14
ノヴァ・スコシア州	454	590	1,044	1,326		2,244	2,380	94
ニュー・ブランズウィック州	364	474	838	1,202		1,914	2,530	76
ケベック州	3,566	4,638	8,204	4,719		12,367	1,670	739
オンタリオ州	6,735	6,393	13,128			13,128	1,108	1,179
マニトバ州	554	720	1,274	1,207		2,369	2,061	115
サスカチュワン州	489	637	1,126	398		1,358	1,336	102
アルバータ州	1,635	1,753	3,388			3,388	1,107	304
ブリティッシュ・コロンビア州	1,909	2,627	4,535	132		4,535	1,108	409
ノースウェスト準州	47	8	55		510	565	13,853	4
ヌナヴアト準州	8	23	31		611	642	22,933	3
ユーコン準州	12	21	33		346	379	12,690	3
合 計	16,100	18,300	34,400	10,318	1,467	44,825	1,444	3,095

注: 1) CHST の租税移転に係る平衡交付金は、「租税移転」と「平衡交付金」の両方に計上されているので、「純計」ではその重複分を除いた。

資料: Department of Finance Canada, *Federal Transfers to Provinces and Territories* (February 2002) に基づいて作成した。

して、平衡交付金額の伸び率を名目 GDP 伸び率以下に抑えることとされた。これに対して州側は全州が結束して反発し、2000年9月、連邦のクレティエン首相は1999年度についてシーリングを適用しないことを約束した。その結果、1999年度の平衡交付金は全国合計で107億ドルとなった。

平衡交付金は、図1に示したとおり、2001年度には人口1人当たり5,869ドルを保障している<sup>12)</sup>。そして表4に示したように、平衡交付金はCHSTと並んで連邦から州への財源移転として大きな役割を果たしている。

## 5. 財政連邦主義の理論と平衡交付金

カナダにあっては、財政連邦主義 (fiscal federalism) の理論が活発に展開されている。そのなかで、財政調整制度としての平衡交付金に関する主な論争点を、整理してみよう。

12) 2002年2月現在の推計による。なお、平衡交付金の算定は当該年度(4月~翌年3月)が始まる直前の2月に第1回推計が行われ、指標の変動に応じて毎年2月と10月、合計8回行われる。したがって、交付額が確定するのは当該年度終了から2年半後であり(たとえば、1998年度の算定終了は2001年10月)、その間は暫定的な交付と返還が繰り返される。

### (1) 財政ギャップ

まず、地方政府の権限に基づく歳出責任に対して税源が不足する「財政ギャップ」(fiscal gap)つまり財源の垂直的不均衡がある場合、それを解消する必要がある。とくに税源の移動性、経済活動の全国化などを理由に、課税の効率性の見地から基幹税が中央政府に配される場合、一般補助金の存在が正当化される。

また、ダルビー、ウィルソン等が整理しているように、州・地方政府の課税が増大すると、他地域の住民に税負担を負わせる「租税輸出」、移動性の高い資源の流入をめざして減税を行う政府間の「租税競争」、重複課税による中央政府の税収減少といった形で外部に影響が及ぶ。これらは、財政的外部性 (fiscal externality) と呼ばれる。これらを調整するためには、税源配分と政府間財源移転を適切に組み合わせることが必要とされる<sup>13)</sup>。

### (2) 効率

つぎに、効率の見地からみてみたい。ブキャنانの“fiscal residuum”<sup>14)</sup>に端を発する“net fiscal benefits” (以下、NFBと記す)の理論を展開するボードウェイ等によれば<sup>15)</sup>、NFBとは各団体に居住する個人が公共サービスから受ける便益と地方政府に納める税額との差額である。NFBの大きさは団体によって異なる。その格差を生み出す原因としては、住民の所得に格差があるために人口1人当たりの税収が異なること、住民の年齢構成、所得状況などに基づいて公共サービスのニーズが異なること、自然条件によって、公共サービスの供給コストや税外収入(天然資源の採掘権料等)が異なること等があげられる。

租税負担が軽くても公共サービスの便益が大きい団体、つまりNFBが大きい団体には人口や資本が流入し、NFBが小さい団体からは流出が生じる。これは財政制度に起因する資源配分の変化であり、経済の効率性に悪影響を与える。そのために財政調整の補助金が必要になるとボードウェイ等は主張する。

また、全国的に一定水準の公共サービスを行う場合、貧困地域では高税率が必要になるので、ますます人材や企業が域外に流出して経済力格差が増幅される。そこで、税源の少ない地域で高税率を課すよりも、税源の多い地域で徴収した税を再分配するほうが、全国的にみた厚生水準は高い。ダルビー等はこの理由から財政調整の必要性を主張する<sup>16)</sup>。

これに対して、逆に効率の見地から財政調整制度を批判する議論もある。たとえばアッシャ

---

13) Dahlby [1996], Dahlby and Wilson [1996], Norrie and Wilson [2000] 等を参照せよ。

14) Buchanan [1950], p. 588.

15) Boadway and Flatters [1982], Boadway and Hobson [1993], Boadway [1998] による。なお、ボードウェイ等の理論を日本に適用して、地方交付税の評価を試みた研究として、Boadway, Hobson and Mochida [2001] がある。

16) Dahlby and Wilson [1994], Wilson [1998] による。

一は、税制の内容によっては財政調整が労働移動に影響を与える結果として国民所得が減少するので非効率的だと批判する<sup>17)</sup>。ただしアッシャーも、天然資源、公共財等を州・地方政府が所管する場合や、その歳入が比例的または累進的な所得税でまかなわれている場合は、財政調整制度が経済の効率化に寄与する可能性を認めている<sup>18)</sup>。

また、実証研究が進められた結果、財政制度に起因する労働移動が大規模に発生することはないという議論が強まってきた<sup>19)</sup>。ボードウェイも平均的労働者についてはそれを認めるが、移動が生じない分だけ公平の問題が生じるから NFB 格差の解消は必要だと主張する<sup>20)</sup>。

さらに、クルシェインは、財政力の弱い「持たざる」州が財源確保のために増税を行えば、その地域の地価が下落して地代や家賃も下がるから、居住するためのコストは増税前と変わらない、つまり公共サービスのコストが完全に「資本化」されると仮定すれば州間の財政力格差は存在しない、という議論を行っている<sup>21)</sup>。ボードウェイも「資本化」がある程度生じることは認めているが、それは完全でないから財政調整は必要であり、調整の結果がさらなる「資本化」に吸収されれば問題はないという見解をとっている<sup>22)</sup>。

なお、クルシェインは、連邦制度のもとで州がもつ権限を行使するのに必要な財源を保障しなければならないという「連邦原則」とすべてのカナダ人の基本的権利を保障する必要があるという「市民権原則」に基づいて平衡交付金の必要性を認めるが、財政力が強い州はアメリカとの経済競争が激しいので、財政調整のためにその州内の税負担を増やすと競争上不利になる、という限界があると主張している<sup>23)</sup>。

最後に、現行制度のもとでは、平衡交付金を受ける州が高税率で課税することによって、税率に反応して収入ベース自体が縮小し、その結果として当該州が受ける平衡交付金が増大する、という操作可能性があること及びそれが経済に「歪み」(distortion)をもたらしことは、多くの研究者が指摘している<sup>24)</sup>。とくにその州が「代表的5州」に含まれていない場合、「代表的5州の収入ベース」は減少せず、他方で「全国平均税率」は上昇するので、その影響は相対的に大きいといわれる。確かに、地方の法人関係税や固定資産税等に制限税率が設定され、また地方交付税が標準税率を前提に算定される日本と比較すれば、カナダの平衡交付金のほうが問題の程度は相対的に大きいといえる。

---

17) Usher [1995], Part による。

18) *ibid.*, pp. 62 72, 80 82 による。

19) Day and Winer [1994] を参照せよ。

20) Boadway [2000], pp. 55 56, 63 64 による。

21) Courchene [1998], pp. 20 21 による。

22) Boadway [2000], p. 55 による。

23) Courchene [1998], pp. 9 14, 21 22 による。

24) Bird and Slack [1990], pp. 922 926, Usher [1995], pp. 82 88, Boadway [2000], p. 68 等による。



### (3) 公平

#### 水平的公平

ボードウェイ等が唱える NFB の格差は、「同じ状態にある個人に対して同じ取り扱いをする」という水平的公平の観点からみても問題である。同様の経済状況にある個人が同様の公共サービスを楽しむとしても、税率の格差が生じるからである。したがって、財政調整の補助金が必要である。この場合、連邦国家にあつては補助金の用途を特定することは望ましくないで、一般補助金の形をとる。つまり、同様の税制を持っていれば同様の水準のサービスを行える一般財源としての平衡交付金を交付することが必要になる。

これに対してアッシャーは、国家間関係と同様に連邦制下の州間関係では、同水準のサービスを行うのに必要な税率に格差があつてもおかしくない、また平衡交付金は連邦と州の交渉や経済状況によって内容がたびたび変更される不安定な制度であり、憲法の求める要件を満たしていない、また天然資源の取扱いや政府間の権限配分を変更すれば平衡交付金は必ずしも必要ではない、と主張する<sup>25)</sup>。

ただし、これは水平的公平そのものへの批判というよりも、水平的公平の適用範囲や現実の平衡交付金の内容がそれに適合していない点についての批判である。とくにカナダにおける国家的統合の必要性については、全国的な視点ではなく、各州内で水平的公平を実現すればよいという考え方が示されているのである。

#### 垂直的公平

ミーズコウスキー＝マスグレイヴが指摘しているように、住民の平均所得をはじめとする収入ベース、必要不可欠な公共サービスの需要量およびその供給コストが異なることは、団体間の不平等な財政力という垂直的公平の問題を発生させる<sup>26)</sup>。なぜなら、すべての団体が同じ税制を持っていたとしても、同じ水準のサービスを提供することができないからである。それでは憲法の要求を実現できないことになる。そこで、財政力の格差を縮小して実質的な地域間の所得再分配を行うために財政調整制度を設けることが必要になる。

これに対してアッシャー、ブーセ等は、州政府間の財政調整を行つても州政府がそれを公共サービスの水準確保ではなく減税財源に充てる可能性もあるから、個人間の所得再分配と同じ意味での垂直的公平を語ることはできない、と批判する<sup>27)</sup>。財政力の強い「持てる州」の州民負担によって財政力の弱い「持たざる州」に住む富者が利益を受ける逆再分配が生じるというのである。これは、連邦が貧者に直接現金を給付するほうがすぐれているとして、平衡交付金

25) Usher [1995], pp. 97-116 による。

26) Mieszkowski and Musgrave [1999], pp. 245-251 による。これに対してボードウェイは、平衡交付金が垂直的公平の促進を助けることを認めるものの、再分配自体を平衡交付金の目的とはしていない (Boadway [1998], pp. 60-61)。

27) Usher [1995], Part , Boothe and Hermanutz [1999], pp. 4, 5, 8 による。

の縮小をめざす立場といえる。

ここで再確認すべきは、財政の再分配機能は中央政府（連邦政府）による課税と現金給付には限られない、ということである。分権的連邦制の行財政システムのもとでは、州・地方政府が教育、福祉、保健医療といった対人社会サービスの現物給付を行って所得再分配を担うことの意義が大きい。連邦にせよ州にせよ、再分配の程度は民主主義的制度のもとで決定されるのだから、そのなかで連邦の現金給付のみに期待する必然性はない。州政府に平均的税制のもとで一定水準の公共サービスを行える一般財源を保障することは、分権的財政システムのもとでは垂直的公平を実現するシステムの一環として評価できる。

ルジェリ等が強調しているように<sup>28)</sup>、平衡交付金は州政府がそれぞれ「経済的正義」「社会的正義」「人権保障の促進」「社会的団結」「効率的民主主義」を保障する基本的公共サービスを行えるようにするための財政調整制度である。とくにここでめざされる「公平な分配」は、特定補助金によって画一的なサービスを行う「結果の平等」政策ではなく、あくまでも「機会の平等」を実質化する制度である。

## 6. 平衡交付金の改革論

財政連邦主義の内容をめぐる論争は激しいものの、平衡交付金の全面的廃止を主張する議論はきわめて少ない<sup>29)</sup>。しかし、平衡交付金の現状に対する不満は、州政府のなかにも、また研究者の間にも強い。制度は基本的に5年に1度見直されるので、それに向けた議論が常に活発に行われているのである。その代表的なものを検討してみたい。

### (1) 財政需要の考慮

平衡交付金は、「持たざる州」に対して、「代表的5州」と比較した人口1人当たり収入不足額に人口を乗じた額を連邦が交付する制度である。そこには財政需要を反映する要素は含まれない。言い換えれば、人口1人当たり財政需要が同額であると仮定している。

これは簡素な制度ではあるが、「州政府が合理的にみて同等な水準の税制をもっていけば合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるように十分な収入を得ることを保障する」という憲法の掲げる目的を達成するには不十分である。そこでカナダにおいても、財政需要を平衡交付金の算定方式に組み込むべきだという議論は根強い。

たとえば、シャー、ブラウン等は、標準的支出を客観的指標に基づいて算定し、それを平衡

28) Ruggeri and Strain [2001], Ruggeri [2002] による。

29) 例外として、アッシャーは、ケベック州がカナダから分離・独立し、天然資源の管轄権と教育・福祉・保健医療の権限を連邦に移管する、と前提とすれば、憲法を改正して平衡交付金を廃止すべきだと論じている (Usher [1995], pp. 126-130)。

交付金に反映させるべきだと主張する<sup>30)</sup>。とくにシャーは、支出分野を交通通信、社会サービス、保健医療、安全サービス、高等教育、初等中等教育、一般サービス、その他に分けて、州・地方の経済・社会データから平均的支出関数を推定して、それを各州に当てはめて全分野合計したものを標準的支出とする。その全国平均からの乖離額を現行の方式で計算した平衡交付金に加減して、新たな平衡交付金額を定めるべきだと主張する。

論者のなかには、財政需要のうちサービス量つまりニーズは算定すべきだが、非効率的な人口分布状態を温存しないためにコスト調整を行うべきでない、というものもある<sup>31)</sup>。しかし、自然および地域社会の維持・発展を重視する長期的視点に立てば、所得水準の低い農山漁村の住民が国土・農地・森林などの保全に貢献する場合、地域の居住・生活を保障し、過疎・過密問題等に対処することは全国的な社会システムの維持・発展に寄与する。

ただし、標準的支出を測る指標を特定することは困難だという意見もある。たとえばクラークは、財政需要を取り入れることが望ましいとしつつも、これまで政府がそうしなかった理由として、標準的支出を算定する指標設定の困難、そのデータを集める機関設立の問題、ニーズとコストの区分及び各州が「コントロールできるコスト」と「コントロールできないコスト」の区別の困難、他の財源移転との関連づけの困難、人口で財政需要を代替できる可能性、そして財政需要の考慮が各州に与える影響の予測困難を掲げている<sup>32)</sup>。

また、財政需要の要素を組み込んだ平衡交付金に切り換えると、賃金や地価が高い大都市圏ではサービス供給コストが他地域より高いので、都市部の州が現状よりも有利になるという議論もある<sup>33)</sup>。さらに、貧困・治安の問題等は都市に集中する傾向があるので、大都市圏の財政需要のほうが大きいとみなされることもある。

しかし、保健医療費は高齢化の度合いや居住環境に、社会扶助費は貧困者の数や失業率に、教育費は青少年の数に、それぞれ大きく影響を受けるので、人口1人当たりの財政需要は州ごとに多様である。必ずしも都市部が「有利」になるとはいえない。しかもこれらの条件は今後大きく変化することが予想されるので、「有利」な州も刻々と変化していく<sup>34)</sup>。いずれにせよ、そのときどきの財政需要を算定することは重要である。

なお、オーストラリアにおける連邦から州への財政調整的交付金は、各州の人口、面積、人口密度と州内の分布、州民の社会的構成、給与・地価水準、都市化の度合、産業構造、気候等によってニーズとコストが大きく影響を受けることを算定式に組み込んだ結果、人口1人当た

---

30) Shah [1996], Brown [1996], Wilson [1998] 等による。

31) Boadway [1998], pp. 44 45 による。ただし Boadway and Hobson [1993], pp. 92 93, 129 132 では、コストを考慮すべきだとの指摘もみられる。

32) Clark [1998], pp. 104 106 による。また Boadway [1998], p. 44 も算定の困難性を指摘する。

33) Clark [1998], pp. 127 128, Courchene [1998], pp. 29 30, Shah [1996], pp. 112 114 による。

34) Coulombe and Mérette [2000], pp. 344 356 による。

りで見ると人口密度の低い州への交付額が多い<sup>35)</sup>。シャーやクルシェインはこれを、利益団体の圧力によって主観的かつ複雑な算定方式をとっていると批判する<sup>36)</sup>。

しかし、現実の財政支出とその全国平均を経済・社会データで説明する回帰分析は、財政制度と各州の財源調達力に制約される現在の財源配分（とくに財政移転）によるバイアスがあり、各州の政策の平均値を説明するにとどまる。また、そこで算定されるのは現実の平均的支出及び各州のそこからの乖離であるから、財政需要の考慮といっても、それは日本的な意味での財源保障とは性質が異なることに注意しなければならない。カナダ、オーストラリア、日本の制度はそれぞれ目的に一定のずれがあるものの、「標準的支出」を語るのであれば、算定方式を決定して算定を実施する機関の民主性が確保される限り、オーストラリアや日本の制度は優れている<sup>37)</sup>。

## (2) マクロ方式

財政需要を組み込む改革とは反対に、平衡交付金の算定を単純化するマクロ方式を唱えるのがブーセ等である<sup>38)</sup>。マクロ方式は、「代表的税制」ではなく、各州の人口1人当たりのGDP、個人所得等の経済指標から1つを選び、その格差に応じて連邦から平衡交付金を交付する、もしくは州間で財源移転を行う、という財政調整制度である。

マクロ方式にも、さまざまなやり方がありうる。個人所得を例にとり、最も簡単な方式を考えてみよう。全州収入合計額の個人所得全国合計額に対する割合を「全国平均税率」とする。人口1人当たり個人所得の全国平均額から当該州の人口1人当たり個人所得を差し引いて、「人口1人当たり個人所得差額」を出す。「人口1人当たり個人所得差額」に「全国平均税率」を乗じ、さらに当該州人口を乗じた結果が交付額となる（結果がゼロまたはマイナスの場合、交付は行われない）。

これを表したのが表5である。人口1人当たり個人所得が全国平均より12,000ドル低いB州が、その差額に「全国平均税率」(18.3%)と人口(10人)を乗じた22,000ドルを受け取る。連邦からの交付であればA州は交付額ゼロであるが、州間移転であればA州は22,000ドルを拠出することになる。

これに対して、全国平均税額を基準とする「代表的税制」方式をとれば<sup>39)</sup>、B州は人口1人当たり税収不足2,700ドルに人口を乗じた27,000ドルを受け取る。累進性を備えた税制のもと

35) オーストラリアの制度については、Australia [1999], Rye and Searle [1997] を参照せよ。

36) Shah [1996], pp. 103-104, Courchene [1998], pp. 7-9, 29 による。

37) Hollet and Vardy [1993] は、ニューファンドランド州の立場から、オーストラリアや日本のように財政需要を考慮した制度への転換を主張する。

38) Boothe and Hermanutz [1999], pp. 9-19, Courchene [1984], Ch. 7, Norrie [1993], p. 128 による。

39) 表5の「代表的税制」は、制度を単純化した例であり、現行制度そのものではない。

表5 マクロ方式と「代表的税制」方式との比較 (例示)

(単位:カナダドル, 人)

個人所得 階 層	個人所得の 州実効税率	A 州			B 州			全国合計		
		人口	所得合計	所得税 合 計	人口	所得合計	所得税 合 計	人口	所得合計	所得税 合 計
50,000	20%	8	400,000	80,000	2	100,000	20,000	10	500,000	100,000
10,000	10%	2	20,000	2,000	8	80,000	8,000	10	100,000	10,000
合 計		10	420,000	82,000	10	180,000	28,000	20	600,000	110,000
人口1人当たり額			42,000	8,200		18,000	2,800		30,000	5,500
(全国平均との差額)			(12,000)	(2,700)		(12,000)	(2,700)			
[マクロ方式] 全国平均税率 = $110,000 / 600,000 = 18.3\%$ B州が受ける平衡交付金額 = $18.3\% \times (30,000 - 18,000) \times 10 = 22,000$										
[「代表的税制」方式] 人口1人当たり個人所得税額の全国平均を基準とする。 B州が受ける平衡交付金額 = $(5,500 - 2,800) \times 10 = 27,000$										

注: 1) 本表における「代表的税制」は、制度を単純化した例であり、現行制度そのものではない。

では、「代表的税制」方式はマクロ方式よりも財政調整の度合いが強いのである。

財政力の弱い州はマクロ方式によって不利になる。また、個人所得、GDP等のなかから何を指標とするかの判断は難しい。さらに根本的な問題がある。「代表的税制」方式は州政府の公共サービスを支える財源不足を補うものであるのに対して、マクロ方式は州間の現金移転自体を重視しているのである。これは垂直的公平の解釈をめぐる見解の相違にも関連する。マクロ方式は、現実の税制から離れる分だけ、財政調整の本来の姿から遠ざかるものである。平衡交付金の改革論を検討した連邦上院財政委員会も、手法の未熟さ、財政力の弱い州への影響の大きさ等を理由にマクロ方式の採用を否定した<sup>40)</sup>。

なお、税制との関連を重視しつつ、収入ベース同士の相互関連を考慮して、各州による交付額操作を防ぐ方法として、収入ベースと収入の関係を回帰分析する方式もあるが<sup>41)</sup>、その手法も十分明確に示されてはいない。

### (3) 「課税力調整」方式の枠内での改革論

現行の「課税力調整」という方式の枠内でも、多くの改革が議論されている。

#### 「全国平均」基準への再転換

1982年に「代表的5州」基準が導入されたのは、アルバータ州を基準から外して総交付金額

40) Canada [2002 b], pp. 14 16 による。ただし、連邦議会では選挙で議員が選出される下院の意志が尊重されており、政府の推薦で議員が任命される上院の実質的権限は小さい。

41) Bird and Slack [1990], pp. 922 927 を参照せよ。

表6 平衡交付金における「代表的5州」基準と「全国平均」基準との比較 [1994～2001年度の累計]  
(単位：百万カナダドル)

	代表的5州基準	全国平均基準	差 額
ニューファンドランド州	8,439	9,065	626
プリンス・エドワード・アイランド州	1,824	1,980	156
ノヴァ・スコシア州	9,844	10,914	1,070
ニュー・ブランズウィック州	8,691	9,553	862
ケベック州	37,621	46,003	8,382
オンタリオ州	0	0	0
マニトバ州	9,053	10,355	1,302
サスカチュワン州	1,949	3,063	1,114
アルバータ州	0	0	0
ブリティッシュ・コロンビア州	0	928	928
合 計	77,421	91,861	14,440

資料：Standing Senate Committee on National Finance, *The Effectiveness of and Possible Improvements to the Present Equalization Policy* (14th Report, 37th Parliament-1st Session, March 21, 2002), pp. 21-22.

を抑制するという連邦の都合であり、論理的必然性はない。研究者の間にも、平衡交付金の理念を実現する、収入ベースとなる経済活動の州間移動が平衡交付金に影響を与えないようにする等の理由で、「全国平均」基準への再転換を支持する意見は多い<sup>42)</sup>。

表6に示したとおり、「代表的5州」基準による交付額は、「全国平均」基準と比較して、最近8年間の累計で144億ドル少ない。他方、連邦財政は1997年度以降一貫して黒字を続けている。また、歳入・歳出とも現行の政策を維持・継続した場合、連邦財政の黒字は大きく増大するが、逆に州財政は保健医療等の社会政策費の増大によって赤字に転落し、財源の垂直的不均衡つまり財政ギャップがさらに拡大する、という推計も発表されている<sup>43)</sup>。そこで州政府は結束して、現行制度が真の財政力平衡化を実現していないとして「全国平均」の復活を主張しており<sup>44)</sup>、連邦上院財政委員会も「全国平均」基準の復活を提言した<sup>45)</sup>。問題は、連邦政府が財政支出の増大を認めるかどうかである。

#### シーリングの廃止

平衡交付金額の伸び率を名目GDP伸び率以下に抑えるシーリングは、1999年度は適用されなかったものの、2000年度には再び適用されている。これに対しても州側は上述の理由により全州が結束して反発しており、シーリング制度の廃止を主張している<sup>46)</sup>。この点でも連邦上院財政委員会報告書は州側の主張を支持し、連邦歳入は平衡交付金の必要額を上回るスピードで

42) Hobson [1998], p. 162, Courchene [1998], pp. 23-24, Boessenkool [1998], p. 11 を参照せよ。

43) Conference Board of Canada [2002]. これは州財務相会議が委託した調査である。

44) Provincial and Territorial Finance Ministers [2001], p. 13 による。

45) Canada [2002 b], pp. 21-22 による。

46) Provincial and Territorial Finance Ministers [2001], pp. 12-13 による。

増大しているとして、シーリングの廃止を提言している<sup>47)</sup>。

#### 収入不足の一部を補てんする制度

平衡交付金を受ける州において収入ベースが増大した場合、受け取る交付金額は大きく減少する。とくに「代表的5州」に含まれない大西洋岸4州については、経済活性化等による収入ベース拡大がもたらす収入増大は、原則としてすべて平衡交付金の減収で相殺される。これに対して、クルシェインは、一部の天然資源収入に適用されている制度を全体に拡大し、人口1人当たり収入不足額の70%だけを補てんする制度に変更することを主張する。収入ベース拡大分の30%は自州の収入純増になるようにするのである。ただし、これは平衡交付金総額の減少を招くので、上述の「全国平均」基準への移行を同時に行って保障水準を上げることが必要だとされている<sup>48)</sup>。

これは、日本の地方交付税における留保財源と類似した考え方である。ただし、経済活性化のインセンティブを与えることは財政調整の目的ではないし、逆に州経済の落ち込みによる減収を十分カバーできないおそれもある。また、高所得者の流入や低所得者の追い出しを競い合う状況になれば“race to the bottom”になって望ましくないし、かえって資源配分を歪めるという見方もできる。

むしろ、「全国平均」基準に移行すれば、どの州の収入ベース拡大も「全国平均ベース」を引き上げて平衡交付金全体の水準を増大させるから、個々の州の税収増大がすべて相殺されることにはならない。その改革のほうが優先されるのではないか。

#### 平衡交付金と他のプログラムの統合

平衡交付金とCHST等のプログラムとが並存する状況下で、これらを統合すべきかどうか問題になる。その方向は、大きく2つに分かれる。

第1の方向は、財政力の平衡化を強化するために、平衡交付金を純移転つまり州間の直接的な移転とするやり方である。ホブソンは、平衡交付金を「全国平均」基準に変更して、「持たざる州」への交付額をオンタリオ州、アルバータ州等の「持てる州」からの拠出でまかなうのが理想型だと主張する<sup>49)</sup>。これは「負の平衡交付金」の導入であるが、州間の直接移転が政治的に困難であろうことは想像に難くない。そこで、平衡交付金をブロック補助金等と統合すれば、表7の「州間純移転型」に示したように、「負の平衡交付金」のみを導入する場合と比べれば「持てる州」からの現金移転額は小さくなる。

また、「持てる州」についてはブロック補助金から平衡交付金算定上の超過財源分を差し引いた額を交付するが、合計交付額がマイナスになることは避ける、というやり方もある<sup>50)</sup>。そ

47) Canada [2002b], pp. 16 18 による。

48) Courchene [1998], pp. 24 25 による。

49) Hobson [1998], pp. 161 163 による。

50) Boadway and Flatters [1994], pp. 66 67 はそのような政策を想定していると考えられる。

表7 平衡交付金とブロック補助金等との統合モデル

		A 州	B 州	C 州	全 国		
平衡交付金	交付額	30	10	0	40		
	(基準からの乖離)	(30)	(10)	( 40)			
ブロック補助金等	交付額	40	30	20	90		
	(平均からの乖離)	(10)	(0)	( 10)			
合計交付額	現行制度	+	70	40	20	130	
	統 合	州間純移転型	+	70	40	20	90
		州間純移転型		70	40	0	110
		連結型平衡交付金 ( - ) +		60	40	20	120

注：1) A州, B州, C州とも人口は同じと仮定した。

2) 「州間純移転型」では、「合計交付額」がマイナスになる州について、交付額をゼロにとどめることとした。

3) 「連結型平衡交付金」では、「 - 」がマイナスになる州について、その部分はゼロとみなすこととした。

れを示したのが、表7の「州間純移転型」である。

しかし、いずれの方式でも「持てる州」は平衡交付金の縮小要求を強めるであろう。

第2の方向は、まったく反対に、「持たざる州」への移転を現状より減らそうとする改革である。現在、CHSTの現金移転には人口1人当たり格差があり、また雇用保険給付の特定地域優遇制度があり、さらに住宅・地域開発・保健・文化等の費用分担プログラムにも州間格差がある。ポーセングループは、これらの人口1人当たり額が全国平均を超えている州について、超過分を平衡交付金の算定時に差し引くことを主張する<sup>51)</sup>。この「連結型平衡交付金」(over-arching equalization)の考え方によれば、現状では「持たざる州」ほどブロック補助金や特定補助金を人口1人当たりでみて多く受け取っているの、これを平衡交付金と合体すると、表7に示したとおり、「持たざる州」への移転が縮小する。

しかし、多様な目的を持つ補助金等を平衡交付金と「連結」して「持たざる州」の有利さを相殺するのが、本来の改革の姿だろうか。CHST、雇用保険、費用分担プログラム等に国民の意志に反する地域的偏向があるのであれば、そのプログラム自体の改革を行うのが当然であり、一般財源である平衡交付金を減額するのは適切ではない。個別プログラムと平衡交付金との統合が可能なのは、その分野から連邦が撤退して州に管轄権を移すことが国民の意志として決定された場合であろう。

## 7. むすびにかえて

同じ北米地域にあっても、アメリカと異なり、カナダは「社会連合」(Social Union)とし

51) Boessenkool [1998], pp. 11 13による。また、Courchene [1998], pp. 26 27も参照せよ。



ての性格が強い<sup>52)</sup>。そこで、アメリカが全国的な財政調整制度がないのに対して、カナダでは財政調整制度が導入されているのである。ただし、財政需要と課税力の差額を補てんする「全国調整補助金」を提言したローウェル＝シロワ報告に反して、「課税力調整」のみを行う制度として導入された平衡交付金は、州・地方収入を全体としてカバーする方向へ充実され、また憲法の規定に明文化されつつも、連邦の都合で「代表的5州」基準への切換え、シーリングの設定等、変則的なルールが設けられてきた。そこで、平衡交付金の必要性については意見がほぼ一致するものの、常に改革が議論されているのである。

研究者レベルの議論は、効率、公平等の見地から現行制度を評価し、改革を論じている。とくに公平の見地からは、財政需要を考慮する「精緻化」、マクロ方式にみられる「簡素化」という相反する方向で議論が行われている。

財政需要を考慮する算定は、同様な状態にある個人が、どの州に住んでいても同水準の税制のもとで同水準の公共サービスを受けられる、という水平的公平の見地からも、また州・地方政府が平均的税制のもとで一定水準の対人社会サービス等を行って再分配機能を担うという垂直的公平の見地からも、重要である。問題は、財政需要の算定方法であろう。

これに対して、マクロ方式は垂直的公平を個人間の所得再分配のみと狭くとらえる見解に基づく州間の現金移転論であり、公共サービスの財源保障という面が軽視されている。

また、「課税力調整」方式の枠内での改革論は、収入不足の一部補てん論、平衡交付金と他の補助金等との統合論といった連邦支出の削減論と、シーリングの廃止、「全国平均」基準の復活といった連邦支出増大論に分けられる。

そのうち連邦支出の削減は、平衡交付金の縮小をもたらして「持たざる州」に不利に働きやすい。とくに「連結型平衡交付金」の議論をより進めれば、連邦から州への補助金をすべて平衡交付金に統合し、州の政策に対する連邦の関与を打ち切ることになる。これにより連邦がナショナル・ミニマムの保障を強制する手段はなくなり、各州政権の政策方針によって施策の相違は拡大する。これは競争的連邦主義 (competitive federalism) を最重要視しつつ、各州が財政状況に応じて支出を制御しやすいシステムである。しかし、州間の財政力格差は残り、また財政危機下の財源不足に対する歯止めは弱くなる。

現実には、連邦が財政黒字を続ける状況のもとで、「持てる州」「持たざる州」が結束して、シーリングの廃止、「全国平均」基準の復活、平衡化対象収入の拡大等を求めている。これは、州が政策主体となり、連邦が平衡交付金とブロック補助金を交付して財源を保障する協調的連邦主義 (cooperative federalism) をめざすことで「社会連合」の発展をはかる路線である。州財政における社会政策関係の経費増大が展望される現在、平衡交付金の改革は、この方向での議論が中心となるであろう。

---

52) 1999年2月には、連邦と州(ただしケベック州を除く)との間で、社会政策を推進する“A Framework to Improve the Social Union for Canadians”という協定が締結された。

## [参考文献]

- 池上岳彦 [1996] 「カナダのブロック補助金とその改革論」 『新潟大学経済論集』 第60号。
- 池上岳彦 [1998] 「カナダの連邦・州間税源配分と一般売上税改革」 日本地方財政学会編 『高齢化時代の地方財政』 勁草書房, 所収。
- 岩崎美紀子 [1985] 『カナダ連邦制の政治分析』 御茶の水書房。
- 岩崎美紀子 [2002] 『行政改革と財政再建』 御茶の水書房。
- 城戸喜子・塩野谷祐一編 [1999] 『カナダ [先進諸国の社会保障 ]』 東京大学出版会。
- 渡辺智之・近藤賢治 [2002] 『地方財政システムの国際比較』 財務省財務総合政策研究所。
- Ahmad, Ehtisham (ed.) [1997], *Financing Decentralized Expenditures*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Australia. Commonwealth Grants Commission [1999], *Report on General Revenue Grant Relations 1999: Vols. I III*. Canberra: Commonwealth of Australia.
- Bird, Richard M., and Enid Slack [1990], "Equalization: The Representative Tax System Revisited." *Canadian Tax Journal*, Vol. 38, No. 4.
- Boadway, Robin W. [1998], "The Economics of Equalization: An Overview." in Robin W. Boadway and Paul A. R. Hobson (eds.), *Equalization: Its Contribution to Canada's Economic and Fiscal Progress*. Kingston: John Deutsch Institute for the Study of Economic Policy, Queen's University.
- Boadway, Robin W. [2000], "Recent Developments in the Economics of Federalism." in Harvey Lazar (ed.), *Toward a New Mission Statement for Canadian Fiscal Federalism*. Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, Queen's University.
- Boadway, Robin W., and Frank Flatters [1982], *Equalization in a Federal State: An Economic Analysis*. Ottawa: Study Prepared for the Economic Council of Canada.
- Boadway, Robin W., and Frank Flatters [1994], "Fiscal Federalism: Is the System in Crisis?" in Keith G. Banting, Douglas M. Brown and Thomas J. Courchene (eds.), *The Future of Fiscal Federalism*. Kingston: School of Policy Studies, Queen's University.
- Boadway, Robin W., and Paul A. R. Hobson [1993], *Intergovernmental Fiscal Relations in Canada*. Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Boadway, Robin W., Paul A. R. Hobson, and Nobuki Mochida [2001], "Fiscal Equalization in Japan: Assessment and Recommendations." 『経済学論集』 [東京大学] 第66巻第4号。
- Boessenkool, Kenneth J. [1998], *Clearly Canadian: Improving Equity and Accountabi-*

- lity with an Overarching Equalization Program*. Toronto: C. D. Howe Institute.
- Boothe, Paul, and Derek Hermanutz [1999], *Simply Sharing: An Interprovincial Equalization Scheme for Canada*. Toronto: C. D. Howe Institute.
- Brown, Douglas M. [1996], *Equalization on the Basis of Need in Canada*. Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, Queen's University.
- Bryce, Robert B. [1986], *Maturing in Hard Times: Canada's Department of Finance through the Great Depression*. Kingston and Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Buchanan, James M. [1950], "Federalism and Fiscal Equity." *American Economic Review*, Vol. 40, No. 4.
- Canada. Royal Commission on Dominion-Provincial Relations (Rowell-Sirois Commission) [1940], *Report of the Royal Commission on Dominion-Provincial Relations: Books I III (Rowell-Sirois Report)*. Ottawa: King's Printer.
- Canada. Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements [1981], *Fiscal Federalism in Canada*. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Canada. Department of Finance Canada [2002a], *Federal Transfers to Provincial and Territories* (February). [<http://www.fin.gc.ca/activity/fedprov-e.html>]
- Canada. Standing Senate Committee on National Finance [2002b], *The Effectiveness of and Possible Improvements to the Present Equalization Policy* (14th Report, 37th Parliament-1st Session. March 21).
- Clark, Douglas H. [1998], "Canada's Equalization Program: In Principle and in Practice." in Robin W. Boadway and Paul A. R. Hobson (eds.), *Equalization: Its Contribution to Canada's Economic and Fiscal Progress*. Kingston: John Deutsch Institute for the Study of Economic Policy, Queen's University.
- Conference Board of Canada [2002], *Fiscal Prospects for the Federal and Provincial/Territorial Governments: Vertical Fiscal Imbalance 2002* (July).
- Coulombe, Serge, and Marcel Mérette [2000], "Fiscal Needs and the CHST Per Capita Division Rule." *Canadian Tax Journal*, Vol. 48, No.2.
- Courchene, Thomas J. [1984], *Equalization Payments: Past, Present, and Future*. Toronto: Ontario Economic Council.
- Courchene, Thomas J. [1998], *Renegotiating Equalization: National Polity, Federal State, International Economy*. Toronto: C. D. Howe Institute.
- Dahlby, Bev [1996], "Fiscal Externalities and the Design of Intergovernmental Grants." *International Tax and Public Finance*, Vol. 3, No. 3.

- Dahlby, Bev, and L. S. Wilson [1994], "Fiscal Capacity, Tax Effort, and Optimal Equalization Grants." *Canadian Journal of Economics*, Vol. 27, No. 3.
- Dahlby, Bev, and L. S. Wilson [1996], "Tax Assignment and Fiscal Externalities in a Federal State." in Paul Boothe (ed.) *Reforming Fiscal Federalism for Global Competition*. Edmonton: University of Alberta Press.
- Day, Kathleen M., and Stanley L. Winer [1994], "Internal Migration and Public Policy: An Introduction to the Issues and a Review of Empirical Research on Canada." in Allan M. Maslove (ed.), *Issues in Taxation of Individuals*. Toronto: University of Toronto Press.
- Economic Council of Canada [1982], *Financing Confederation: Today and Tomorrow*. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Hobson, Paul A. R. [1998], "Is There Too Much Revenue Redistribution through Canada's Fiscal Equalization Program?" in Robin W. Boadway and Paul A. R. Hobson (eds.), *Equalization: Its Contribution to Canada's Economic and Fiscal Progress*. Kingston: John Deutsch Institute for the Study of Economic Policy, Queen's University.
- Hollett, Bruce and Robert Vardy [1993], "Newfoundland Perspectives on Fiscal Transfers." *Policy Options*, Vol. 14, No. 10.
- Mieszkowski, Peter, and Richard A. Musgrave [1999], "Federalism, Grants, and Fiscal Equalization." *National Tax Journal*, Vol. 52, No. 2.
- Norrie, Kenneth [1993], "Intergovernmental Transfers in Canada: An Historical Perspective on Some Current Policy Choices," in Peter M. Leslie, Kenneth Norrie and Irene K. Ip, *A Partnership in Trouble: Renegotiating Fiscal Federalism*. Toronto: C. D. Howe Institute.
- Norrie, Kenneth, and L. S. Wilson [2000], "On Re-Balancing Canadian Fiscal Federalism." in Harvey Lazar (ed.), *Toward a New Mission Statement for Canadian Fiscal Federalism*. Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, Queen's University.
- Perry, David B. [1997], *Financing the Canadian Federation, 1867 to 1995: Setting the Stage for Change*. Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Provincial and Territorial Finance Ministers [2001], *Addressing Fiscal Imbalance*. Victoria: Report Prepared for Discussion at the 2001 Annual Premier's Conference (August 1-3).
- Ruggeri, Joe, and Frank Strain [2001], *Equalization: Let's Stick to the Principles*.

- Ottawa: Caledon Institute of Social Policy.
- Ruggeri, Joe [2001], *Equalization: Will the Attacks Ever End?* Ottawa: Caledon Institute of Social Policy.
- Rye, C. Richard, and Bob Searle [1997], "Expenditure Needs: Institutions and Data." in Ehtisham Ahmad (ed.), *Financing Decentralized Expenditures*. Cheltenham: Edward Elgar.
- Shah, Anwar [1996], "A Fiscal Need Approach to Equalization." *Canadian Public Policy*, Vol. 22, No. 2.
- Smith, Ernest H. [1998], *Federal-Provincial Tax Sharing and Centralized Tax Collection in Canada*. Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Ter-Minassian, Teresa (ed.) [1997], *Fiscal Federalism in Theory and Practice*. Washington, D. C.: International Monetary Fund.
- Treff, Karin, and David B. Perry [2001], *Finances of the Nation 2001*. Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Usher, Dan [1995], *The Uneasy Case for Equalization Payments*. Vancouver: The Fraser Institute.
- Wilson, L. S. [1998], "Lessons for Canada from Other Federal Systems." in Robin W. Boadway and Paul A. R. Hobson (eds.), *Equalization: Its Contribution to Canada's Economic and Fiscal Progress*. Kingston: John Deutsch Institute for the Study of Economic Policy, Queen's University.